

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 25 年 7 月 25 日

上田市監査委員 小池 俊一
同 堀 善三郎

1. 平成24年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
総務部	行政改革推進室	<p>【直営施設における「事業仕分け」の取組みについて】</p> <p>指定管理者制度の導入に際して、総務省は「全ての公の施設を対象としたあり方の検証を行ない、その結果を公表すること」を各地方公共団体に要請していますが、その主旨に応ずる観点からも、特にソフト運営型施設について事務・事業の洗い出しを行い、そのニーズや実施基準を確認のうえ、直営とする合理性や必然性の観点から見直しをすべきであり、「事業仕分け」において重点化することが必要であると考えます。</p>	<p>平成17年に総務事務次官からの「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(通知)において、「地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化」の項目の中で、「指定管理者制度の活用」として「すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること」とされました。</p> <p>当市では、庁内事業仕分け等の手法を用いて、これまで順次、行政の関与の必要性、存続・廃止、指定管理者制度の導入の可否を含めて判断し、現時点で518施設中、149施設に導入してまいりましたが、全ての「公の施設」の検証及び検証結果の公表には至っておりません。</p> <p>今後、庁内事業仕分けなどにより、公の施設のあり方も含めて、効果的で効率的な検証方法を検討し、可能な限り早期に公表してまいります。</p>
		<p>また、「事業仕分け」の推進にあたっては、自己点検要綱等を整備のうえ、直営施設の所管課自らが直営の合理性や必然性、民間活力の導入に向けた検討に主体的、継続的に取り組む体制づくりが必要であり、その集約と仕分け対象の決定に行政改革推進室が関与するボトムアップ方式の推進体制を検討すべき段階に来ていると考えます。</p>	<p>一定の基準を設けた上で行う、所管課による自己評価を踏まえた庁内事業仕分けを実施する方法も、スピード感を持った検証を行うためには、効率的な手法であると考えております。</p> <p>第二次行革大綱・アクションプログラムの取組項目である「公共施設のあり方の見直し」の中で、施設の存廃、管理運営方法の見直しなどに必要となる情報を集約する予定です。また、自己評価を行うためには、ソフト事業における目標値の設定も重要であることから、目標管理制度の見直しと庁内事業仕分けとの連動も含めて、効果的で効率的な評価方法を検討してまいります。</p>
		<p>【直営施設の運営に係る評価制度の確立について】</p> <p>現在、指定管理者を置く施設の運営についてはこれに応じたモニタリング制度があり、「指標目標」や事業計画に対する成果や収支実績は一定の評価を付され市民公表されてますが、一方において同じ公の施設である直営施設についてはこれに相当する評価制度がありません。また、第二次行財政改革大綱のアクションプログラムにおいては、公共施設全体を捉えた再配置の検討、類似施設間の格差解消等が取組みの重点に掲げられていますが、この取組みにおいて、各施設ごとの設置目的に応じた適切な運営成果の評価が無ければその目的を達し得ないと考えられます。以上のことから、直営施設についても指定管理者施設に準じた評価制度を確立すべきと考えられ、この評価制度に基づくPDCAサイクルの中で、今後のあり方のみならず臨時職員の活用や委託業務の拡大等民間活力の導入検証が進められるべきであると考えます。</p>	<p>現在、市で運用している「目標管理制度」と「行政評価制度」については、大きな考え方の中では繋がっているものの、実際の効果の視点からは見直すべき点もあります。施設運営に関するソフト事業の目標と評価の関係が効果的に機能していない点もあることから、第二次行革大綱・アクションプログラムに「公共施設のあり方の見直し」及び「行政評価制度による事務事業の見直し」(目標管理制度の見直し)を計上し、その関連性の視点も踏まえた見直しを検討しています。</p> <p>直営施設の評価についても、これらの見直しの中で効果的で効率的な評価の手法を検討してまいります。</p>

2. 平成24年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
農林部	農政課	<p>施設内において物販サービス(売店)が行われていますが、性格上指定管理者による「自主事業」と解される当該業務の内容や収支が明確に区分されていませんでした。自主事業については市の承認が必要であり、これに係る経費は指定管理者自らの負担とされるべきものでもあることから、各年度の事業計画や実績報告においては、本来の指定管理者業務と分別し内容や収支の把握が必要となりますので、実態を精査のうえ協議、是正してください。</p> <p>< 農林漁業体験実習館 ></p>	<p>今後、事業計画や実績報告において、指定管理運営業務と自主事業として明確に区分するとともに、自主事業として収支の均衡を図り、誘客に資する内容となるよう指導してまいります。</p>
		<p>各年度の事業計画及び実績報告中で把握すべき収支の内容に関して、運用基準に照らし一般管理費(本部経費等)に相当する経費が「他会計への繰出金」として項目整理されていますが、これは指定管理者内部の会計事情に係るものであり、市側が把握すべき「指定管理者業務に要する経費」の説明としては適正を欠くものです。運営の透明性確保と説明責任の観点から、指定管理者業務に係る収支計画や収支実績においては、直接経費の内訳と、これに対し要する一般管理費の規模や水準が明確にされるよう関係書類の指導を行うとともに、市側において経費内容が的確に把握されるよう留意してください。</p> <p>< 農林漁業体験実習館 ></p>	<p>「他会計繰出金」は、間接経費であることの認識はありますが、市が収受する収支予算や決算に係る書類には、直接経費の内訳とともに、これに要する管理経費(間接経費)の構成により、それぞれの所要額が明確化されるよう改善を図ってまいります。</p>
		<p>事業年度ごとの「減免の状況(内容、件数、金額)」については適正に報告され把握されていましたが、減免状況の報告は、減収相当の経費負担者を明確にし、市が負担すべき指定管理料の妥当性を担保することを主旨に徴されるものですので、実態の把握に止まらず、主旨に応じた検証を行ってください。</p> <p>< 農林漁業体験実習館 ></p>	<p>指定管理者の裁量による利用料金の減免は、指定管理者自らの負担が原則となりますが、引き続き減免の実態を把握しつつ、個別の内容とその費用負担を明確にしていまいります。</p>
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>施設条例上の設置目的や料金規定、またサービスに係る経費負担の観点から指定管理者による「自主事業」と解される業務展開が認められますが、これらの実施内容や収支が明確に区分されていませんでした。自主事業については市の承認が必要であり、これに係る経費は指定管理者自らの負担とされるべきものでもあることから、各年度の事業計画や実績報告においては、本来の指定管理者業務と分別し内容や収支の把握が必要となりますので、実態を精査のうえ協議、是正してください。</p> <p>< 鹿教湯健康センター、鹿月荘 > *鹿教湯健康センター…各種健康教室、マッサージサービス、物販(売店) *鹿月荘…物販(売店)</p>	<p>実態を精査し、本来指定管理者が行うべき事業と自主事業との区別を図り、事業計画および実績報告を行うことを指定管理者と共に確認し、平成24年度当初に遡って、是正を図りました。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>あらかじめ市長が示す基準や個別の協議に従い利用料金の減免適用事例がありますが、事業年度終了後の実績報告書において「減免の状況(内容、件数、金額)」についての指定管理者からの報告がなされていませんでした。運営実態の的確な把握のため実績報告書の標準様式中に規定される基本事項ですので、管理事務の適正化を図ってください。なお、原則として指定管理者の裁量により行われた利用料金の減免については指定管理者自らの負担により行われるべきものとされています。減免状況の報告は、減収相当の経費負担者を明確にし、市が負担すべき指定管理料の妥当性を担保することを主旨に徴されるものですので、実態の把握に止まらず、主旨に応じた検証を行ってください。 < 鹿教湯健康センター、鹿月荘 ></p>	<p>平成24年度実績報告より、減免の状況を把握できるよう内容、件数、金額などの報告書類の提出を求め、提出されました。今後において、減免を行う場合、指定管理者の自己負担であることの再確認と、減収経費の積算なども検討したうえで、減免実施を検討します。</p>
		<p>管理運営経費に係る「修繕料」については、経費の性質上あらかじめ協議算定された一定額を指定管理料において措置し、その実績が措置額を下回る場合は指定管理料の精算を要するものとして基準化されていますが、所要の精算が行われていませんでした。今後管理事務の適正を期して下さい。 < 鹿教湯健康センター・平成23年度例 ></p>	<p>更に指定管理者と連絡を密にしながら、今後の管理事務の適正化に努めます。</p>
		<p>各年度の事業計画及び実績報告中で把握すべき収支の内容に関して、運用基準に照らし一般管理費(本部経費等)に相当する経費が「他会計への繰出金」として項目整理されていますが、これは指定管理者内部の会計事情に係るものであり、市側が把握すべき「指定管理者業務に要する経費」の説明としては適正を欠くものです。運営の透明性確保と説明責任の観点から、指定管理者業務に係る収支計画や収支実績においては、直接経費の内訳と、これに対し要する一般管理費の規模や水準が明確にされるよう関係書類の指導を行うとともに、市側において経費内容が的確に把握されるよう留意してください。 < 鹿教湯健康センター、鹿月荘 ></p>	<p>指定管理者の内部事情などの標記はせず、直接経費、一般経費など経費内容を的確に把握出来る書類作成を指示し、同時に、的確な経費内容把握するよう努めます。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
武石地域自治センター	産業観光課	<p>施設条例上の設置目的や料金規定、またサービスに係る経費負担の観点から指定管理者による「自主事業」と解される業務が本来の指定管理者業務と区分されていない事例、また、利用者に提供するサービス内容に照らし「減免」と捉えるべきものが「自主事業に伴う割引き」として区分されている事例が一部に見られました。自主事業は指定管理者自らの経費負担において展開されるべきものであることから、各年度の事業計画や実績報告においては、その内容や収支について本来の指定管理者業務と分別する必要がありますので、あらためて実態を確認し、指定管理者との協議のうえ事業区分の適正化を図ってください。</p> <p>< 番所ヶ原スキー場、巢栗溪谷緑の広場 ></p> <p>(自主事業として区分すべきもの) * 番所ヶ原スキー場、巢栗溪谷緑の広場・・・料理・飲食の提供、物販(売店) (利用料金の減免として扱うべきもの) * 番所ヶ原スキー場・・・スキー場開き、スキー子どもの日等に係る利用料金の無料化</p>	<p>・番所ヶ原スキー場、巢栗溪谷緑の広場・・・料理・飲食の提供、物販(売店) について</p> <p>指定管理者と協議、確認の上、本来業務及び自主事業の区分の適正化、明確化に努めてまいります。</p> <p>・番所ヶ原スキー場・・・スキー場開き、スキー子どもの日等に係る利用料金の無料化について</p> <p>平成25年度から、市の承認を経て、利用料金の減免として扱うよう指導しました。</p>
		<p>指定管理者業務に係る収支実績報告が「自主事業に係る収支も含む」ものとなっていることから、本来の指定管理業務自体の純然収支が把握困難なものとなっています。指定管理者側及びこれを受ける市側管理事務に報告内容の誤認が認められますので、運用基準に従って事務の適正化を図ってください。</p> <p>< うつくしの湯、番所ヶ原スキー場、雲溪荘、巢栗溪谷緑の広場 ></p>	<p>平成24年度の収支実績報告から、自主事業については、指定管理業務である本来業務と切り離して報告するよう改めました。</p>
		<p>市が承認した利用料金体系や減免基準いずれにも該当しない料金が適用されている事例がありました。指定管理者の裁量による「利用料金」又は「既定利用料金に対する減免」事例と解されますが、いずれの場合にも市側の承認が必要な事項となりますので、内容を確認のうえ適正な措置を講じてください。</p> <p>< 巢栗溪谷緑の広場 / 武石小学校によるキャンプ利用の例 ></p>	<p>平成25年度から、市の承認を経て、利用料金の減免として扱うよう指導しました。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
武石地域自治センター	産業観光課	<p>利用料金の減免について、事業年度終了後の実績報告書において求める「減免の状況(内容、件数、金額)」について指定管理者からの報告がなされておらず、市側においてもその実態が把握されていない状況が認められます。現に適用される減免事例の中には市側の承認経過が不明な「管理者裁量の減免」と解されるものもあります。減免状況の報告を指導するとともに、市があらかじめ示した減免基準のほか、減免に相当する事例の実態についてあらためて整理把握が必要な状況にありますので精査してください。なお、原則として指定管理者の裁量により行われた利用料金の減免については指定管理者自らの負担により行われるべきものとされています。減免状況の報告は、減収相当の経費負担者を明確にし、市が負担すべき指定管理料の妥当性を担保することを主旨に徴されるものですので、実態の把握に止まらず、主旨に応じた検証を行ってください。</p> <p><うつくしの湯、番所ヶ原スキー場></p> <p>(減免として整理すべき監査検出例)</p> <p>*うつくしの湯・・・A発行「湯遊定期券」提示者への割引</p> <p>*番所ヶ原スキー場・・・練馬区中学生、武石小学校スキー教室に対する割引</p>	<p>減免の実施に必要な市の承認を経るとともに、減免の状況について報告を行うよう指定管理者に指導しました。今後もその実態の把握とともに、常に減免主旨の検証を行うよう努めてまいります。</p>
		<p>管理運営経費に係る「修繕料」については、経費の性質上あらかじめ協議算定された一定額を指定管理料において措置し、その実績が措置額を下回る場合は指定管理料の精算を要するものとして基準化されていますが、所要の精算が行われていませんでした。今後管理事務の適正を期してください。</p> <p><うつくしの湯、番所ヶ原スキー場、雲溪荘、巢栗溪谷緑の広場></p>	<p>平成24年度の「修繕料」は、指定管理者の修繕の実績が予定額を下回ったため、その差額について精算を行いました。今後も事務の適正化を図ってまいります。</p>
		<p>上田市の所有に帰属すべきものとして基本協定に定められる備品について、指定管理者側(上田市地域振興事業団)の自己資産としても管理されている事例がありました。今後の施設運営に支障を来さないよう双方で所有関係を明確に特定し、関係書類上の不整合が解消されるよう措置を講じてください。</p> <p><番所ヶ原スキー場/生ゴミ処理槽、水中ポンプ等></p>	<p>上田市地域振興事業団と協議した結果、市所有のものと判断されましたので、平成24年度から事業団の備品項目から外しました。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
政策 企画局	政策企画課	<p>〔指定管理者業務に係る(財)上田市地域振興事業団への指導事項(意見)〕</p> <p>指定管理者として求められる利用者サービスの向上については、受託する複数施設間における事業情報の共有化を図るとともに、その相乗効果を高めることを目的に事業団事務局を中心とした事業の比較と検証評価を行い、年度ごとの事業計画に反映する仕組みづくりに着手すべきと考えます。</p> <p>〔指定管理者業務に係る(財)上田市地域振興事業団への指導事項(意見)〕</p> <p>同じく求められる運営の効率化については、事業団事務局の主導により各施設ごとの決算状況や経営指標の比較検証を行い、各年度の経営改善計画を策定するなど「経営の標準化」に着手すべきと考えます。</p>	<p>平成25年4月1日から一般財団法人としてのスタートを機に、3月の理事会において事業団としての基本方針の改訂、会計方法の改善等について意見申し上げ、これに対し事業団から基本方針の補足、施設別の主な事業の補足が示され、取り組みを進めているところです。</p> <p>今後も各施設間の情報の共有化、定期的な会議の開催などにより、質の高い利用者サービス、効率的な管理運営に努め、各施設の特徴を生かしつつ運営改善がされるよう指導してまいります。</p> <p>また、会計の一元化を目指し、決算状況や経営指標の比較検証を行ない、各施設の運営の効率化を図るよう指導してまいります。</p>
教育 委員会	真田地域 教育事務所	<p>利用料金の減免について、事業年度終了後の実績報告書において求める「減免の状況(内容、件数、金額)」について指定管理者からの報告がなされておらず、市側においてもその実態が把握されていない状況が認められます。現に適用される減免事例の中には市側の承認経過が不明な「管理者裁量の減免」と解されるものもあります。減免状況の報告を指導するとともに、市があらかじめ示した減免基準のほか、減免に相当する事例の実態についてあらためて整理把握が必要な状況にありますので精査してください。なお、原則として指定管理者の裁量により行われた利用料金の減免については指定管理者自らの負担により行われるべきものとされています。減免状況の報告は、減収相当の経費負担者を明確にし、市が負担すべき指定管理料の妥当性を担保することを主旨に徴されるものですので、実態の把握に止まらず、主旨に応じた検証を行ってください。</p> <p>< 真田温泉健康ランドふれあいさなだ館 ></p> <p>(減免として整理すべき監査検出例) *JA発行「湯遊定期券」提示者への割引</p>	<p>指定管理者と協議を行い、「JA発行「湯遊定期券」提示者への割引」は25年度以降対象外とすることとしました。また、24年度の事業実績報告では減免状況の報告がされております。今後は主旨に応じた検証を行い、適正な報告を指導します。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育 委員会	真田地域 教育事務所	<p>事業年度に先立ち提出を求める「事業計画書」及び年度終了後に提出される「事業実績報告書」については、指定管理制度運用上の基準として各記載すべき内容事項が標準化されていますが、これらの事項を網羅するものとなっておらず、市側の管理事務上所期の目的に応じ得ない内容となっています。指定管理者への指導と市側の管理事務の適正を期してください。</p> <p>< 真田温泉健康ランドふれあいさなだ館 ></p>	<p>24年度の事業実績報告書以降、市で定めた標準様式で提出がなされています。今後、指定管理者に対し適正な書類提出を指導します。</p>
		<p>各年度の事業計画及び実績報告中で把握すべき収支の内容に関して、運用基準に照らし一般管理費(本部経費等)に相当する経費が「他会計への繰出金」として項目整理されていますが、これは指定管理者内部の会計事情に係るものであり、市側が把握すべき「指定管理者業務に要する経費」の説明としては適正を欠くものです。運営の透明性確保と説明責任の観点から、指定管理者業務に係る収支計画や収支実績においては、直接経費の内訳と、これに対し要する管理費の規模や水準が明確にされるよう関係書類の指導を行うとともに、市側において経費内容が的確に把握されるよう留意してください。</p> <p>< 真田温泉健康ランドふれあいさなだ館 ></p>	<p>管理費の規模水準が明確にされるよう指導するとともに、直接経費と間接経費の区分等、経費内容を的確に把握するよう努めます。</p>